

建材製品中のアスベスト含有率測定方法のJIS改正について

平成20年6月13日
経済産業省産業技術環境局
産業基盤標準化推進室

経済産業省は、建材製品中のアスベスト含有率測定方法を定めたJIS*について、アスベスト含有率基準が1%から0.1%に強化されたことに対応するとともに、JIS制定後に得られた技術的知見を反映させることを目的として、6月20日に改正・公示します。

*【JISの番号・名称】

JIS A 1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法（平成18年3月制定）

【改正の経緯】

1. JIS制定後の平成18年9月、労働安全衛生法施行令、石綿障害予防規則などにおいて、アスベスト含有製品のアスベスト含有率基準が1%から0.1%に強化されたことにより、建材のアスベスト含有状況をよりの確に把握する必要性が高まりました。
2. 平成18年12月、この基準強化に対応するため、本JISの制定申出団体である財団法人建材試験センターは、財団法人日本規格協会の協力を得て、JIS改正原案作成委員会を設置し、国内外の分析方法の調査を行うなどJIS改正のための検討を行いました。委員会には、厚生労働省・国土交通省・経済産業省の関係部局、建設・建材業界及び分析機関等から18名が委員として参加しました。
3. 平成19年10月、財団法人建材試験センター及び財団法人日本規格協会から上記委員会が作成したJIS改正案を付して、経済産業省に対しJIS改正の申出がありました。経済産業省は、この申出の内容について慎重に検討を進め、平成20年1月及び5月の日本工業標準調査会（JISC）による審議を行うとともに、JIS改正案に対するご意見をJISCホームページにおいて幅広く聴取し、6月20日付けでJISを改正することとしました。

【改正のポイント】

項目	現行JIS	改正JIS	改正理由
適用範囲	①対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト 備考 トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトについては解説に記載 ②天然鉱物であるバーミキュライトは適用外	①トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトも対象に包含 ②吹付けバーミキュライトにも適用	①アスベスト含有率0.1%への規制強化を踏まえ、不純物として含有されるアスベストをより正確に測定できるようにするため。 ②バーミキュライトの前処理法が確立され、定性分

			析が可能となったため。
測定方法	<p>①一次分析を顕微鏡で行う方法として、「位相差顕微鏡による分散染色法」と「偏光顕微鏡による消光角法」の二つを規定</p> <p>②二次分析試料の残渣率が0.15以下の場合のみ定量分析を実施</p> <p>③顕微鏡による再分析を行うこととする規定</p> <p>④吹付けパーミキュライトの分析方法の規定なし</p>	<p>①「偏光顕微鏡による消光角法」を削除し、解説に記載</p> <p>②二次分析試料の残渣率が0.15を超える場合には、三次分析試料**を作製し、定量分析を実施</p> <p>③顕微鏡による再分析を行う際の対象及び方法を追加</p> <p>④吹付けパーミキュライトの分析方法を新たに追加</p>	<p>①分析に熟練を要することと分析機関にこの方法が浸透していないため。なお、分析方法としては有用であるため解説に記載。</p> <p>②残渣率0.15を超えた場合の措置を明確化するため。</p> <p>③顕微鏡による再分析を行う際の対象及び方法を明確化するため。</p> <p>④吹付けパーミキュライトの定性分析方法を追加したため。</p>

注) ** 二次分析試料から10~15mgを分取して適量の無じん水に分散